

平成20年4月から

「後期高齢者医療制度」が始まります

●後期高齢者医療制度

平成20年4月から、新しい「後期高齢者医療制度」が始まります。これまで「老人保健制度」で医療を受けていた人は、新たに独立した「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。

この制度は、老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、現役世代と高齢者の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とするため、75歳以上の後期高齢者を対象として創設されるものです。

●広域連合

都道府県ごとに区域内の全ての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」）が運営主体となり、後期高齢者医療制度を運営することになります。

●市町村と

広域連合の役割

市町村は、後期高齢者医療制度の事務のうち、保険料の徴収、被保険者からの申請や届出の受付、保険証の引渡しなどの窓口業務を行います。広域連合は、保険料の決定や財政運営、医療を受けたときの給付など制度の運営全般を行います。

制度の主な内容

●対象者（被保険者）

- ① 熊本県内に住所を有する
- ② 75歳以上の人（75歳誕生日から）
- ③ 65歳から74歳の人で寝たきり等の一定の障害がある人（広域連合の認定を受けた日から）

●保険証

被保険者一人ひとりに、後期高齢者医療被保険者証を交付します。

●医療を受けるときの一部負担

今までの老人保健制度と同様に、1割（現役並み所得者は3割）を医療機関の窓口を支払っていただきます。

●保険料

保険料率は原則として県内均一となります。

保険料の納め方は、介護保険と同様に、「特別徴収」と「普通徴収」があります。

※保険料について詳しくは、平成20年1月号にて掲載します。

●後期高齢者医療で受けられる主な給付

- ① 後期高齢者医療制度でも、これまでの老人保健制度と同様の給付が受けられます。
- ② 療養の給付（病気やけがの治療を受けたとき）
- ③ 入院時食事療養費（入院したときの食事代）

④ 入院時生活療養費（療養病床に入院したときの食事代・居住費）

⑤ 高額療養費（1ヶ月に支払った自己負担が高額になったとき）

⑥ 高額介護合算療養費（1年間に支払った自己負担が高額になったとき）

⑦ 訪問看護療養費（医師の指示で訪問看護を利用したとき）

⑧ 療養費（やむをえず全額自己負担したとき）

⑨ 葬祭費（被保険者が死亡したとき）

熊本県後期高齢者医療広域連合のホームページで、制度の概要について御覧いただけます。

(<http://www.kumamoto-koukirengo.jp>)

後期高齢者医療制度に対する御意見等は電話又はメール

(koukikoureisya@kumamoto-kouki.jp) にてお寄せください。

お問い合わせ

産山村役場 住民課

老人医療係

☎ 0967・25・2211

熊本県後期高齢者医療広域連合
☎ 096・368・6511

今月の税金の納期限は11月30日(金)です。